

本年2月本会議・柴田議員質問が実る

収入減少を理由にした介護保険料減免の条令細則を改正 7月から「6カ月以内の申請期限」を撤廃

本年3月6日の本会議で、柴田民雄議員（当時）が取り上げた「収入減少を理由にした介護保険料減免」の申請期限についての質問が実り、「収入減少理由の生じた日から6カ月以内」という申請期限が、7月1日から撤廃されることになりました。

保険料額を知る前に期限切れの不当性を追及

柴田議員は、市民から相談が寄せられた「収入減少を理由にした介護保険料減免制度」の問題点について質しました。

相談者は、体調不良で65歳前にパート勤務を辞め、月27,000円の年金収入のみとなったのに、月6,700円相当の介護保険料の請求が届き、とても支払えないと減免申請を提出しました。

ところが、申請時点で既に申請期限の6カ月を経過しているとの理由で、減免を却下されました。

柴田議員は、「保険料額を知る前に期限切れ」する理不尽さに抗議し、県介護保険審査会が「名古屋市では状況によって被保険者に不利益となかなかねない事例も懸念される」と指摘したことを示し、制度の改善を求めました。

これを受けて、健康福祉局長は「65歳に到達する6カ月以上前に収入減少理由が生じた納付困難な方にも、減免が適用されるよう、減免申請期限のあり方を検討する」と答弁しました。

この答弁を具体化したのが、今回の見直し文書です。

相談者が減免申請できなかった経過

2月3日	パート勤務退職
3月～7月	6カ月
8月3日	減免申請期限経過
9月12日	65歳到達(1号被保険者に)
10月9日	介護保険料納入通知
10月20日	介護保険料減免申請
10月25日	却下決定通知
11月12日	審査会に不服審査請求
2月5日	請求棄却通知

「保険料額を知る前の期限切れ」の矛盾を解消

名古屋市介護保険課が示した「見直し文書」（別記）では、見直しの趣旨を「2月本会議の個人質問で指摘されたことを受けて、当該事例においても減免が適用されるよう、減免制度の見直しを行うもの」と明記しています。

そして、所得減少の減免要件は満たしているが、申請期限内に減免申請できないために却下された事例を紹介し、市介護保険条令施行細則を改正して「収入減少理由の生じた日から6カ月以内という申請期限を撤廃する」としています。

同時に、主たる生計維持者の死亡による保険料減免、主たる生計維持者の所得減少・死亡による利用料減免の申請期限も撤廃されます。

市民の願いを市議団が議会に届けて制度改善を実現した貴重な成果です。引き続き市民の切実な声を議会に届けます。ご要望やご意見をお気軽にお寄せください。

市の介護保険料・利用料減免制度の見直し文書

介護保険・保険料・利用料減免制度の見直しについて

健康福祉局高齢福祉部
介護保険課

- 趣旨
本市介護保険料の所得減少による減免制度において、申請期限が「収入減少理由の生じた日から6月以内」と規定されていることにより、65歳に到達する6月以上前に失業した場合に減免申請できないことについて、平成31年2月市議会本会議の個人質問で指摘されたことを受け、当該事例においても減免が適用されるよう、減免制度の見直しを行うもの。
- 個人質問で話題となった審査請求の対象者の事例
 - 平成30年 2月 3日 体調不良のためパートを退職
 - 平成30年 9月 12日 65歳到達(翌月納入通知書を送付)
 - 平成30年10月20日 所得減少による介護保険料減免申請(同月25日、却下)

<審査請求人の所得状況>

平成29年中の合計所得金額	648,700円
平成30年中の見込合計所得金額	0円

所得減少の減免要件は満たしているが、申請期限(8月3日)内に減免申請できないため、却下。
- 改正内容(本市介護保険条令施行細則の改正)
 - 「収入減少理由の生じた日から6月以内」という申請期限を撤廃する。
 - 保険料の所得減少減免と同様の申請期限が規定されている以下の減免制度においても、同様に申請期限を撤廃する。
 - ・主たる生計維持者の死亡による保険料減免
 - ・主たる生計維持者の所得減少による利用料減免
 - ・主たる生計維持者の死亡による利用料減免
- 改正時期
令和元年7月1日